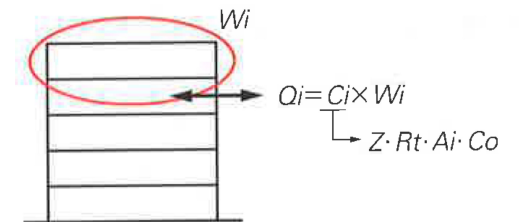


2級建築士 学科II 「法規」 令和6年 問題No.7 解説

〔N o. 7〕 構造強度、荷重及び外力に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が1mを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を1mまで減らして計算することができる。
2. 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、3,900N/m²未満としてはならない。
3. 鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、滑節構造であっても、基礎にアンカーボルトで緊結しなければならない。
4. 建築物に作用する荷重及び外力としては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
5. 特定行政庁の指定する多雪区域以外の建築物の地上部分の地震力は、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。

- 1 積雪荷重 令86条6項 雪下ろしの慣習のある地方においては、垂直積雪量を1mまで減らして計算できる
- 2 積載荷重 令85条3項 倉庫業を営む倉庫は、実況に応じて計算した数値が3,900N未満でも、3,900Nとしなければならない
- 3 S造の柱脚 令66条 S造の柱の柱脚は、アンカーボルト等で基礎に緊結する。ただし、滑節構造の場合はその限りではない
- 4 荷重 令83条1項一号～五号 2項
- 5 地震力 令88条1項 地震力は固定荷重と積載荷重の和に地震層せん断力係数を乗じて求める



建築基準法

第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備	
第19条(敷地の衛生及び安全)	45
第20条(構造耐力)	45
第21条(大規模の建築物の主要構造部等)	46
第22条(屋根)	47
第23条(外壁)	47
第24条(建築物が第22条第1項の市街地の区域の内 外にわたる場合の措置)	47
第25条(大規模の木造建築物等の外壁等)	47
第26条(防火壁等)	47
第27条(耐火建築物等としなければならない特殊建 築物)	48
第28条(居室の採光及び換気)	49
第28条の2(石綿その他の物質の飛散又は発散に対 する衛生上の措置)	49
第29条(地階における住宅等の居室)	50
第30条(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)	50

構造の問題はこの3つから出題される

- ① 仕様規定(各種構造の技術的基準)
- ② 荷重・外力(地震・雪・風等)
- ③ 構造計算(保有水平耐力計算等)

建築基準法施行令

第3章 構造強度	
第1節 総則	
第36条(構造方法に関する技術的基準)	172
第36条の2(地階を除く階数が4以上である鉄骨造の 建築物等に準ずる建築物)	173
第36条の3(構造設計の原則)	173
第36条の4(別の建築物とみなすことができる部分)	173
第2節 構造部材等	
第37条(構造部材の耐久)	173
第38条(基礎)	173
第39条(屋根ふき材等)	174
第3節 木造	
第40条(適用の範囲)	174
第41条(木材)	174
第42条(土台及び基礎)	174
第43条(柱の小径)	175
第44条(はり等の横架材)	175
第45条(筋かい)	175
第46条(構造耐力上必要な軸組等)	176
第47条(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)	177
第48条(学校の木造の校舎)	177
第49条(外壁内部等の防蟻措置等)	177
第50条(削除)	178
第4節 組積造	
第51条(適用の範囲)	178
第52条(組積造の施工)	178
第53条(削除)	178
第54条(壁の長さ)	178
第55条(壁の厚さ)	178
第56条(臥梁)	179
第57条(開口部)	179
第58条(壁のみぞ)	179
第59条(鉄骨組積造である壁)	179
第59条の2(補強を要する組積造)	179
第60条(手すり又は手すり壁)	179
第61条(組積造のへい)	179
第62条(構造耐力上主要な部分等のささえ)	180
第4節の2 補強コンクリートブロック造	
第62条の2(適用の範囲)	180
第62条の3(削除)	180
第62条の4(耐力壁)	180
第62条の5(臥梁)	180
第62条の6(目地及び空洞部)	180
第62条の7(縦壁)	181
第62条の8(塀)	181
第5節 鉄骨造	
第63条(適用の範囲)	181

第64条(材料)	181
第65条(圧縮材の有効細長比)	181
第66条(柱の脚部)	181
第67条(接合)	181
第68条(高力ボルト、ボルト及びリベット)	182
第69条(斜材、壁等の配置)	182
第70条(柱の防火被覆)	182
第6節 鉄筋コンクリート造	
第71条(適用の範囲)	182
第72条(コンクリートの材料)	182
第73条(鉄筋の継手及び定着)	183
第74条(コンクリートの強度)	183
第75条(コンクリートの養生)	183
第76条(型わく及び支柱の除去)	183
第77条(柱の構造)	184
第77条の2(床版の構造)	184
第78条(はりの構造)	184
第78条の2(耐力壁)	184
第79条(鉄筋のかぶり厚さ)	185
第6節の2 鉄骨鉄筋コンクリート造	
第79条の2(適用の範囲)	185
第79条の3(鉄骨のかぶり厚さ)	185
第79条の4(鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第5節 及び第6節の規定の準用)	185
第7節 無筋コンクリート造	
第80条(無筋コンクリート造に対する第4節及び第6 節の規定の準用)	185
第7節の2 構造方法に関する補則	
第80条の2(構造方法に関する補則)	185
第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室 を有する建築物の構造方法)	186
第8節 構造計算	
第1款 総則	
第81条	186
第1款の2 保有水平耐力計算	
第82条(保有水平耐力計算)	187
第82条の2(層間変形角)	188
第82条の3(保有水平耐力)	188
第82条の4(屋根ふき材等の構造計算)	188
第1款の3 限界耐力計算	
第82条の5	188
第1款の4 許容応力度等計算	
第82条の6	190
第2款 荷重及び外力	
第83条(荷重及び外力の種類)	191
第84条(固定荷重)	191
第85条(積載荷重)	192
第86条(積雪荷重)	192
第87条(風圧力)	193
第88条(地震力)	193

第3款 許容応力度	
第89条(木材)	194
第90条(鋼材等)	194
第91条(コンクリート)	195
第92条(溶接)	195
第92条の2(高力ボルト接合)	195
第93条(地盤及び基礎ぐい)	196
第94条(補則)	196
第4款 材料強度	
第95条(木材)	196
第96条(鋼材等)	196
第97条(コンクリート)	197
第98条(溶接)	197
第99条(補則)	197
第100条から第106条まで(削除)	197